

令和6年6月定例会 一般質問 中山武彦議員

※代表質問・一般質問の会議録より抜粋し掲載しております。(各議員からの「質問」(問)に該当する部分を黄色マーキングしております。)

「香芝市の発展をめざす政策について」

○中山武彦 皆さんこんにちは。

遅くなりましたが、議長のお許しを得ましたので、公明党中山武彦の一般質問を行います。

三橋市長におかれましては、初当選本当におめでとうございます。大変力強い所信も聞けまして、香芝のさらなる発展のためによろしく願いを申し上げます。

早速質問に入りたいと思います。大きく2つのテーマを掲げました。1つの項目には、香芝市の発展を目指す政策について、2項目めは、困難を抱える方への支援についてです。

最初に、香芝市の発展を目指す政策についての質問でございます。

まずは、庁内の内部の活性化、インターナルプロモーションの推進について伺います。

インターナルプロモーションという言葉は、組織の内部への働きかけという意味でございます。役所であれば、職員を顧客として捉えて、モチベーションが上がるような働きやすい職場環境、組織を目指す取組となります。

香芝市は若い世代の職員の割合が高い多い、より働きやすいための政策が必要という要因がございます。過度な上下意識の、格差のないフラットな組織づくり、またジェンダー平等の積極的な取組等々大変目指す必要があるというふうに思います。日常業務の生産性の向上につなげていただきたいと、こう思っております。

そこで、最初の質問ですが、香芝市の職員の採用試験について、受験者数の推移はどうなっているのか、伺いたいと思います。

これで壇上から1回目の質問を終わります。

○企画部長 一般事務職、上級を例にお答えさせていただきます。

令和4年4月1日採用の受験者数が228名だったのに対しまして、令和5年4月1日採用は受験者数131名、令和6年4月1日採用は受験者数108名と減少傾向でございます。

○中山武彦 一般職の今お話でありまして、ここ3年、半減してるというようなことでございます。受験者が減ってるということは、倍率もそのようになってるということだと思います。地方公務員全体で見ますと、ちょっと調べましたら、2022年度は倍率は5.2倍、過去30年の中で最低の数値になってるということで、香芝市の倍率は、今年の広報を見ましたら、来年は5名というふうに、同じ上級の一般職で見ましたらなってますので、10倍はあるとは思いますが、全国的にはもう5.2倍になってると。このような傾向で、優秀な人を採用していく必要があるということなんですが、最近の傾向として、20代の人は転職することが

多いというふうな状況がありますけども、香芝市の外への転職がありませんように、逆に外から入られる方、入れるように工夫をしていただきたいと思いますけども、香芝市の採用者の中に他市町村の公共から転職で来られた方という方もいらっしゃいますでしょうか。

○企画部長 令和5年度で申し上げますと、事務系の採用の中では10名を採用しております。

○中山武彦 10名が転職されてこられてるということでございますけども、他の役場から香芝市を選んでいただいているというふうに理解いたしますが、離職者の状況、これについてはどうなのか、教えてください。

○企画部長 自己都合退職者数についてお答えいたします。令和5年度は15名、令和4年度は20名、令和3年度は14名となっております。

○中山武彦 原因は把握されていますでしょうか。

○企画部長 全てを把握しているわけではございませんが、配偶者の転勤など、ライフステージの変化のほか、他市町村や民間企業への転職といったケースもございました。

○中山武彦 公務員の中でもステップアップをされて、また家庭の事情もあったりと様々だと思いますが、転職、離職される場合は、少なからざる中で、なるべく優秀な人、皆様が転職、離職されずに香芝市で働き続けていただきますよう、市として工夫して取り組んでいただきたいと思います。

行政を取り巻く状況は大変複雑で難しい中でございますけども、若い職員の多いこの香芝市で適切な指導助言は必要だと思いますが、フラットな組織、風通しのよい組織、モチベーションが上がるような、そのような職場づくりを目指されてはと思いますが、香芝市ではその点どうでしょうか。

○企画部長 各所管が計画を策定する際などには、プロジェクトチームといたしまして若い職員にも参画してもらいまして、市の将来に向けた視点などで様々な意見を出し合い、その意見を計画等に反映していくなどの取組を行っているところでございます。

○中山武彦 これまでも若い人の声を聞くような取組ということで質問させていただきまして、今後も進めていただきたいと、このように思います。

それでは、ジェンダー平等の観点から聞きますけども、女性や男性の育児休暇の取得率、この点はどうでしょう。

○企画部長 女性職員の育児休業の取得率については100%でございます。男性職員についてでございますが、令和4年度では69%、令和5年度では少し下がっておりますが、43%の取得率でございました。

○中山武彦 目標としては、公務員は大体8割ぐらいですかね、男性についても。これ達成してない状況ですかね、今は。どうですか、今の状況から見て。その点、また目標を持ってやっていただきたいと思います。

それで、香芝市の発展のために、今後よりよい市政運営というところが非常に重要だと思います。組織の一層のインターナルプロモーションを考えていただきたいと、こう思うわけ

ですが、その上で、採用の工夫についても、魅力を感じられるようなものを発信していく必要があると、情報を内外に発信していただきたい。選んでもらえる香芝市というところで非常に重要だと思いますが、その点はどのように情報発信を考えていらっしゃるのか、教えてください。

○企画部長 現在、市のホームページやLINE等で採用情報を発信しているところがございます。また、ホームページには「先輩からのメッセージ」と題しまして職場情報を発信しているところがございますが、就職世代を中心とした層にアピールしていくために、今後も新しい媒体等についても検討して、香芝市を選んでいただけるよう情報発信を行ってまいりたいと考えております。

○中山武彦 最近、市長のほうからいろいろ広報されてるのは聞いてますので、写真つきで、芸能人ではなくて、顔写りは別にして、なかなかやっぱり頑張っているらしいと、にこやかに写っているというふうに思ってますので、さらにこの調子でお願いしたいと思しますので、お願いいたします。

続きまして、次の2番、子ども・若者施策について質問をいたします。

子供や若者が幸せにまた成長でき、未来に希望を持って暮らせるように、社会全体として支えていく必要があると、こう思います。子供に関する施策につきましては、従来から待機児童の対策とか幼児教育・保育の無償化、児童虐待防止等々、強化はされておりますけども、生まれてくる子供自身は大変に少なくなっているということで、現状では児童虐待も増えてますし、不登校も増えてるというふうに聞いております。

昨年、こども家庭庁が創設されました。常に子供の視点に立ってということで、子供の最善の利益が第一と考えて、政策を強力に取り組むという内容でございます。同時に、こども基本法も施行されました。いろいろと今までの質問もあったとおりでございます。これは子供の概念に若者というものもちゃんと加わっているという趣旨でございますので、子ども・若者施策をしっかりとやっていく必要があると。子ども・若者が束ねられたこの法律に基づいて、民間も含め、しっかり総合的に今後進めていく必要はあると思います。

そして、この間の閣議決定で「こどもまんなか実行計画2024」が決定されて、これはライフステージに応じて、もう全ての子供が幸せになるような取組、これは青年期への支援も含めて、子育て支援や子供の貧困対策、ヤングケアラーへの支援等々、幅広く決められた内容でございます。

そこで、こういった一連の取組が進む中で、国においては3年間集中加速のプランということで、今こども未来戦略で進めているところで、財源ももう確保された中ですが、三橋市長の公約にもこの「こどもまんなか社会」、もう積極的に進めるということで期待しておりますが、現下のまず課題である特色としてのヤングケアラーというものが最近新たに出ておりますので、その点についてまず伺いたいと思います。

それで、ヤングケアラーの支援について、病気や認知症の親の方、また障害のある親や兄弟姉妹に子供が向き合っている食事の用意とか身の回りの世話をするというようなことで、い

わゆるヤングケアラーの問題がございますけども、以前から市の取組を求めています、大きく変わった点は何なのか、教えてください。

○福祉部長 お答えいたします。

ヤングケアラー支援に関する法制上の位置づけが今までなかったことに加えまして、地方自治体ごとに取組の進捗状況や支援の内容にばらつきがあったことから、このたび子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律において子ども・若者育成支援推進法が改正され、家族の介護その他日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者として、国、地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象にヤングケアラーが明記されたことでございます。

以上でございます。

○中山武彦 法律にヤングケアラーが明記をされたということで、非常にこれから認知は進むであろうと、このように考えておりますので、ぜひとも香芝でもその対応していただきたいと、こう思うわけですが、早期発見、対応というところが非常に重要になってきますし、つながりを深めていくということが大事だと思います。

そういった中で、今法律に明記されることで、具体的なこれまでの取組に加えて、どうしていくかが問題なんです、香芝で今具体的に取組まれてることがまず重要ですので、その点について、ヤングケアラーの状況把握についてはどうでしょう。

○福祉部長 福祉部の児童福祉課が把握している状況でございますが、令和3年から5年の3年間でそれぞれ3件ずつの案件がございます。こちらは継続案件と新規の案件が混在してございます。児童が高齢や障害で介護を必要とする大人の世話をしているという案件ではございませんで、いずれも兄弟姉妹間におきまして年長児童が年少児童のお世話をする、またはしている可能性があるという案件でございます。こちら学校を遅刻や欠席がちというようなところからも把握してる事案でございます。

以上でございます。

○中山武彦 把握されてるということですね。兄弟姉妹のお世話しているということですが、毎年3件が把握されてる中ですけども、今後認知が進めばもっと増えてくる可能性があるということで、この今の対応策、その方々に対する状況、対応はどう進められてるでしょうか。

○福祉部長 お答えいたします。

本市におきましては、要保護児童対策地域協議会の調整機関である児童福祉課で集約しました案件について、事案の解決に向けまして、学校や関係機関と連携して個別のケース会議、そして保護者との面談等の支援を行っているところでございます。

○中山武彦 ケース会議等やっていただいて、面談していただくと。以前もお話しいたしましたが、やはり家庭そのもの丸ごと支援しないと子供の問題は解消、改善しませんので、福祉的な取組が必要だと、このように思います。

4月施行の改正児童福祉法でも、支援員が家庭訪問して家事をお手伝いできるような制

度もできております。香芝では努力義務になってる中ではなかなか進まないわけですが、家庭の事情に配慮した取組を今後進めていただきたいと、こう思います。

今、今年こども家庭センターが開業いたしましたけども、そのガイドラインの中に、ヤングケアラーへの支援の強化ということで、関係機関との連携をするようにということで記載されております。4月からの開業ということですが、このセンターでの取組に期待したいわけですが、そうしたサポートについてはどうでしょう。早期発見、対応という意味ではちょっと施策を進めていただきたいですが、いかがでしょうか。

○福祉部長 ヤングケアラーに対する支援でございますが、この4月より設置しているこども家庭センターにおきましては、ヤングケアラーへの支援の調整を図って、全庁的に部局横断的に取り組んでまいりたいと考えてございます。既に取り組んでるところでございます。

○中山武彦 ぜひとも、意を強くいたしましたので、お願いをしたいと思います。なかなか目に見えない問題でございますので、その点をよろしく推進してください。

続きまして、質問させていただきます。

子ども・若者施策をするに当たりまして、まず不登校について、あ、すいません、この進めるに当たりましての計画についてちょっと伺いたいと思います。というか、若者の声を聞くことについて伺いたいと思います。すいません、錯綜してしまして。

子ども・若者施策を進める、その対象となる人の声を聞くということで、これまでも何度か各議員さんも質問されてますが、この市政に反映する施策について進めていただきたいんですが、この点具体的な取組はどうか、教えてください。

○福祉部長 お答えいたします。

具体的な取組と申しますか、こども基本法第11条におきまして、子供の意見反映に係る措置を講ずることを国や地方公共団体に対して義務づけられましたことから、広くまちづくり等、子供関係の部局の施策にとどまらないものであるというふうに考えてございます。しかしながら、どのような施策に対してどのような意見を聞くかというようなことは、やはり市町村の実情に応じて研究の余地があるところであると考えてございます。今後、全国の先進的な事例や県内他市の状況を参考にいたしながら進めてまいりたいと考えてございます。

○中山武彦 そうですね。子供を担当してる部局、全部局から関係する話ですので、教育委員会等も連携して聞いていただきたいと思いますが。

こども家庭庁が今司令塔になったわけで、全ての子ども・若者についての施策に反映するという意味で、意見反映推進事業というのをされております。通称「こども若者★いけんぷらす」というらしいですが、ホームページにも調査研究の内容が出てるということで、これも参照に進めていただきたいと思いますので、これは大きなこども基本法の基本理念の一つでもありますので、その点どうぞよろしくお願いを申し上げます。

以前、中学生議会のことも教育委員会にお願いしておりますので、引き続き検討していた

できたいと、これはもう要望しておきます。

続きまして、不登校について伺いたいと思います。

不登校については、子供の現状と推移、また市が取り組んでいる、展開されている現状については、午前中の眞鍋議員さんの質問でかなり聞いていただきました。学校内外の居場所として、校内であれば保健室や別室のスペシャルな支援、支援ルームがあると。放課後の登校もされるということと、学校外ではすみれ教室、たんぼぼ教室での居場所、また心理的サポートとしてのスクールカウンセラー、加えて公明党のほうでも河杉議員のほうからも提案があって完成した「いやしルーム」って、カウンセリングもできて非常に好評であるというふうに聞きました。予定していたこの部分はもう質問から除かせていただきます。

私の質問は、早期に不登校の兆候を読み取れるような、この実態把握の取組について伺いたいと思います。義務教育後も若者とのつながり、保護者のサポートも後で質問いたします。

まず、不登校要因の実態把握について伺います。

今、期末テスト前というか、中間が終わって、一応テスト前になると子供も不安になったり、中学生の場合は、ということがあるかもしれません。義務教育では、授業を受けていれば、成績にかかわらず進学、進級できるという状況があります。そういった学習のつまずきから不登校になる場合もあるかと思います。

不登校要因の実態把握、かねてから問題行動、不登校調査がされてると思いますけども、その結果はどのようなものなのか、教えてください。

○教育部長 不登校の要因とされるものについてのご質問かと思います。もちろん、保護者の不登校に対する意識の変化といったようなものに加えまして、令和3年から4年におきましてはコロナ禍というような大きな社会事象があったことについても影響が少なからずあったということは午前中申し上げたとおりでございます。

不登校の要因となるものについては多岐にわたるわけでございますけれども、小・中学校共に不安といったような漠然とした理由であったり、様々なルールがある学校生活に対する不適応、それから学業不振、友人関係、生活リズムの不調、家庭生活の変化などが主な要因として挙げられるということもございます。ただ、幼少期から、この少子化の影響もございまして、様々な価値観と出会う機会というのは、子供たち、かなり少なくなっているのではないかというふうに考えます。だから、自分以外、例えば自分の家族以外の価値観とやっぱりしっかりと向き合うという経験が圧倒的に少なくなっているというふうなこともこの集団生活に対する不安につながっているのかなといったようなことも考えられるのではないかというふうに認識いたしております。

以上です。

○中山武彦 先ほども答弁はありましたけども、午前中の眞鍋議員さんの答弁でもございましたが、先ほどの場合、小1、中1プロブレムという問題も答弁ございまして、小さいときはそうではないけど、令和4年、令和5年の部分では学年が上がるにつれて増加していく

というような答弁もありました。その辺のことはどう分析されてるのか分かりませんが、国の委託調査では、子供の意識として、体調不良とか、不安とか抑鬱、いじめ被害や教職員への反発という項目の割合が高くなってるんですね。でも、これらの項目は、教員の回答では比較的低い割合として出ているということで、調査方法にちょっと問題があるんじゃないかということで、国のほうも、教員の認識ではなくて、子供の感触や、また客観的事実、教職員とのトラブルの有無とか、そういったことを含めた調査方法に改定、見直すということになったそうです。そういったことがありますので、こういった工夫を重ねていただきたいんですけども、児童・生徒が登校できない理由をより丁寧に把握するような取組ということをしていただきたい、防止していただくための工夫してもらいたいんですが、この点はどのようにされてるでしょう。

○教育部長 その一つになるかとは思いますが、香芝市では「いいネットついで」ということで、子供たちのその日の考え、状態、そういったものを可視化して記録するというツールを使い始めるということでございます。それによりまして、例えば体調が悪いやつ、悲しいというようなことが連続している子供たちの様子というのが教員でしっかりと把握できますので、やっぱり注視すべき子供の把握といったことがいち早くできるようになるというところで、不登校につながることを予防する手だての一つになっているのではないかとこのように考えます。

以上です。

○中山武彦 まさに教職員の方が、教員の方がそのついでを見てどう認識するかということだと思います。

お隣の、ご承知かもしれませんが、葛城市もこのようなデジタルのタブレットを使った形で書き込みをするのですか、日記を書く。毎週金曜日に生徒が1週間の振り返りをして日記を書くというところで、これはAIが分析をして、がちゃがちゃとやって、あ、ちょっと先生に相談してみたらとかというメッセージをAIが自動でばんと返すというように、そこには人は介在しませんが、それを見た子供が先生とかに相談したりするというようなシステムにしてるということ聞いております。

今の香芝の取組も新しく新年度からできたということで、非常に、より直接的には子供の声を聞けるものかなと思いますが、そのような先生がどう見るかというところで行くと、AIと違いますので、分析するのは、先生がどうそれを感じるかということは、お一人お一人が先生とつながってる子供ですから、先生が敏感に把握すると思いますけども、そのアプリを使った中での今の感触というのはどうでしょうね。把握をちゃんとされてるといっていいでしょうかね。

○教育部長 この子供たちの様子については振り返ることができますので、教員はやはり可視化された子供たちの様子ということについては自分の感覚では判断しないということになります。そういった意味では、こういったデジタルツールを使うことで子供たちの様子を客観的な数値として把握することができますので、先生の例えば技量によって子供たち

の様子把握にむらがあるといったようなことが防止できるというふうに考えてございます。

以上です。

○中山武彦 そうあっていただきたいと思います。先生方を信用して、しっかりと子供の把握をして、不登校の防止につなげていただいと、このように思いますので、ぜひとも、そういったこともありますので、いろんな選択肢はできますが、まずは運用した中で不登校の把握が十分できてるか、評価していただきたいと思います。

それで、同じようなことですが、若者の支援という中ではこういったものを、タブレットで今使ってるような、相談したいなところを、アカウントを通じて、義務教を卒業した後も扱えるようなシステムも葛城は取ってるそうです。香芝でも、できるだけそういった、子ども・若者支援協議会も今ございますし、いろいろやっていただいとるのは聞いておりますので、今後そのような形で、義務教を卒業した後もつながるような形で進めていただいと、このように思いますので、よろしくお願い申し上げます。

それともう一点、保護者の方とのつながりということで、これは眞鍋さんの質問もございました。保護者の方がお互いに支え合うという形でしょうか。そうすると、やはりなかなか、そこに入ってこれない方へのガイドラインというか、不登校というのはこういうものだというところのものも必要だと思いますので、一概に不登校は悪いものではないというような保護者の認識をしっかりとつくっていただいと、段階的にこうなるんだよ、次はこうだよという形のものを示していくのもいいのではないかと思いますので、そういったガイドを保護者用につくってはどうかと思いますが、いかがですか、その点は。

○教育部長 保護者の不安というものが、これが児童・生徒にやはり影響を与えるということ、これは十分考えられることでございますので、まずは保護者の安心、心の安定というものを図るためには、今ご指摘ありましたような保護者向けの相談ツールといったようなことを導入することは前向きに検討しなければならないのではないかなというふうに考えます。今、具体的に、おっしゃっていただいたような手だてをどのように展開するかについては、これからの研究ということでご理解いただいと存じます。

以上です。

○中山武彦 いろいろとあるかと思いますが、大変にナイーブな話でございますし、センシティブなこともありますので、慎重にやっていただいとしたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

それと、ヤングケアラーのところも絡むんですが、多くの子供が思ってるのは、自分の進路がちょっと心配だということがあると思います。進路相談がどうなのか、不登校の子供さんに対する、悩まれる方への相談支援についてはどうされてるのか。教育委員会としてはどうでしょう。

○教育部長 ヤングケアラーも含めました子供たちの様々な福祉的な支援に関しましては、私どもスクールソーシャルワーカーが支援室に配置されております。様々な課題を持つ

子供たちの福祉的なつながりと支援といったようなものについては、この専門員がいることによって円滑に福祉との連携が可能になるというふうに考えてございます。

以上です。

○中山武彦 ありがとうございます。

そのヤングケアラーの子供さんの求めるものというところで話させていただきましたけども、やはり自分一人で籠もってるというところであれば、なかなか学校に行けないという場合は不登校にもつながってくるケースがあると思いますので、対応をお願いしたいと思います。

それでは、この子ども・若者について最後の質問ですけれども、縦割りの行政ということで、各部局ばらばらのものを一つにまとめていくということが今必要だということで、自治体でもこども計画の策定をしてはどうかと。これはガイドラインが5月に示されておりますが、子ども・若者を真ん中とした政策というところで、香芝市でも計画づくりというところはどうでしょう。その点いかがですか。

○福祉部長 答えいたします。

こども基本法においては、策定は努力義務とされてはおりますが、香芝市におきましては、こども計画の策定を推進すべきではないかというふうに考えてはございます。関連計画と一体的に策定可能となっておりますために、推進する子供施策の内容や目的に応じまして、教育委員会等はじめ、子供施策に携わる関係部局との協議、調整をする必要があるというふうに考えてございます。

以上でございます。

○中山武彦 これは（ガイドラインを）立てたところですので、これからと思いますが、一元的に進められれば、今後やっぱりつくる市町村も出てくると思いますので、よろしくご検討をお願い申し上げます。

続きまして、3番のこれ人口増に資するというところで、「に」が抜けております。申し訳ございません。人口増に資する施策について質問させていただきます。

香芝市の人口推移ということで、現在の人口推移をまず伺いたいんですが、人口戦略会議等を見れば、分析等を見れば、消滅可能性の自治体は減ってはおりますけども、まだまだ厳しい状況やと。子供も非常に過去最少の出生率を更新しております。

そんな中で、香芝市の場合についてはどうか。人の人口の推移はどうなってるか、教えてください。

○企画部長 本市の人口の推移でございますが、市制開始時におきましては5万3,241人から飛躍的に人口増加を続けまして、平成30年には7万9,385人まで増加いたしました。しかし、それをピークといたしまして、令和元年以降は減少傾向でございます。直近の令和5年におきましては7万8,669人で、ピーク時から716人の減少となっております。

○中山武彦 減少傾向にあるわけですけども、この中で最新の香芝の合計特殊出生率についてはどうでしょうか。

○企画部長 合計特殊出生率につきましては、全国では1.33、奈良県では1.30に対しまして、本市は1.53でございました。前回の数値は1.64でございますので、0.9ポイントの減少ということでございます。

○中山武彦 これは前回ということですので、毎年じゃないんですね。期間を区切ってるということですから、その前回の期間のときと比べてという意味ですよ。

その点で、人口の将来推計を確認しておきますけども、これはまたどうですかね。その点いかがでしょう。香芝の将来推計について教えてください。

○企画部長 令和5年12月に公表されました国立社会保障・人口問題研究所の日本の地域別将来推計人口、令和5年の推計におきましては、令和32年（2050年）までの5年ごと、30年間について人口の推計がなされておりますが、本市の人口推計については2030年で7万7,324人、2040年で7万4,359人、2050年で7万53人となっております。この結果に対します所見といたしましては、令和2年（2020年）の総人口を100としたときの指数で見えていきますと、県内12市の2050年の平均指数は56.6に対しまして、本市の指数は89.7で、県内で変化が最も少ない結果となっております。

○中山武彦 香芝は県内では変化は少ないということ、減少の幅が少ないということだと思いますが、それは喜ばしいですが、維持もしてないし、減少してるということですので、全体の日本の人口が減る中で、どのように増やしていくか、香芝が貢献していけるかということは、市長の10万人まで伸ばすことは可能だという所信、非常に力強く思いましたけれども、これをどのように進めていくか、非常に重要だと思います。意気込みだけではなかなか難しいので、具体的に進めていただく必要がございます。

そこで、自然増は令和4年から減少していると思いますけども、社会増については令和に入ってから減少したということ、そういうことでいいんでしょうか。自然増と社会増との推移についてはどうなってるか、教えてください。

○企画部長 令和元年のピーク時までは社会増減、自然増減共に増加を維持してきましたが、令和元年に転入数から転出数を差し引きました社会増減が減少に転じております。また、直近の令和5年におきましては70人の減となっております。そして、出生数から死亡数を差し引きいたしました自然増減につきましては、令和4年以降に減少に転じておりまして、令和5年で134人の減となっております。

○中山武彦 どちらも対策が必要であると思います。自然増については、子育て支援等を進めていただける必要がございますし、社会増については、シティプロモーションというか、人口の流出を抑えていくということで、流入もまた増やしていく必要があるということで、これまでやってきてるシティプロモーション事業、これをどう進めるかが重要だと思いますが、このシティプロモーション事業についてはどのように進められているのか、教えてください。

○産業振興局長 香芝市では、市の魅力を多くの人に伝えることで、香芝市に住む人、訪れる人が増えていくように、平成30年からシティプロモーション事業を進めてまいりました。

ブランドコンセプトを「みつばのかしば」としたパンフレット、またPRグッズ、カッシーイラストの作成などを行いまして、香芝ブランド「KASHIBA+」を活用しながら、市内外での物産展等を実施してまいりました。現在は、令和4年度に作成いたしましたKASHIBA+のPR動画を配信するなど、継続的に認知度の向上に努めているところでございます。

○中山武彦 「みつばのかしば」というのはまだ記憶に新しいことでございますし、3つの点についてもまだ継続して続けていらっしゃるということですが、まちづくりをいいものにしていく中でのシティプロモーション、セットの話になりますけれども、市外の人に香芝市をアピールするということについて今後どのように考えているか、改めてお答えいただきたいと思います。

○市長 まず、シティプロモーションの前提といたしまして、広報すべき施策がなければできませんので、重ねての説明で恐縮ですが、選ばれるまちとするために、あらゆる分野におけるきめ細かな行政を展開していく必要があるものと考えてございますが、主な施策といたしましては、都市計画等による規制を適切に緩和することによって市内の主要駅前の再開発を促すこと、また人々の集う新たな商業施設の整備を促進するとともに、鉄道に関しましては、大阪都心部への所要時間短縮に向けての協議を鉄道事業者に対しまして申し入れるなどをいたしまして、地域の魅力を向上させる施策を積極的に実施をしてまいりたいと考えてございます。また、その他、保育や学校、また小児医療をはじめとした医療施策等々、様々な分野できめ細やかな行政が実施されているというような施策を実際に実施してまいりたいというふうに考えてございます。

そして、これらを広報戦略という観点から申し上げますと、今目下の課題ではございますが、秘書広報課における広報技能の向上を図りながら、これまで市内への広報が中心であった取組も一定程度見直して、私の先ほど申し上げたような政策の道筋が見え始めた時期には、市外に向けても香芝市の魅力を発信していく取組が必要であると考えてございます。戦略的な広報を展開していくためにも、その強化を図ってまいりたいと考えてございます。

また、行政広報だけではなくて、シティプロモーションで大事なものは、やはり口コミでございます。実際に住んでいる市民の皆様が香芝市は本当に住みやすいですよと、学校教育もきめ細かにしていただけてますよと、医療も充実しています、雇用もありますよと、大阪に通勤するにも便利なまちですよというように、実際に住んでいただいている市民の皆様が香芝市を売り込む営業マンとなって香芝市を広報、シティプロモーションしていただくような環境づくりをしてまいりたい、そのためにも実際に実のある政策を実現していかなければならないというふうに考えてございます。

以上でございます。

○中山武彦 市長、ありがとうございました。

情報発信の前に中身が大事だということで、市長の所信の内容も含めたご答弁であったと思いますが、本当に人口を10万人に伸ばすということについて、まちづくり全体的

な、抜本的な改善みたいなところを進めないとなかなか難しい面もあるかと思います。今後、シティプロモーションに、いいプロモーションにつながるように、ひとつよろしく願いを申し上げたいと思います。

これはもう質問を終わりたいと思います。

「困難を抱える方への支援について」

○中山武彦 2番目の質問に入ります。困難を抱える方への支援について質問いたします。

香芝市では、女性法律相談を設けられております。弁護士による相談ということでございますけども、現在新しく新法というところで、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律が施行されました。4月から施行となっております。この法律ができた経緯について教えてください。

○市民環境部長 婦人保護事業は、昭和31年に制定された売春防止法を法的根拠として、性行または環境に照らして売春を行うおそれのある女子の保護更生を図る事業として始まりました。その後、女性をめぐる課題は多様化、複雑化、複合化し、平成13年にDV防止法、平成25年にはストーカー規制法、その他性暴力、性犯罪被害や人身取引被害、家庭関係破綻や生活困窮などの問題を抱えている女性たちについても婦人保護事業の対象として運用され、売春防止法に法的根拠を有することに起因する制度的限界があるとの考えにより、新法である困難な問題を抱える女性への支援に関する法律が制定されました。

以上でございます。

○中山武彦 現法の売春防止法では限界があるというところで、婦人保護の事業、これまでやってたところに新しく付け加わってきた中で、今回根拠となる法律も変わった、新しくなったということだと思います。

公明党も、このあたりについてはしっかりと推進をしております。女性が安心して相談しやすい体制の構築というところでは、法律には自治体の役割も定められておりますが、自治体の役割についてはどのようなものを書いてますでしょうか。

○市民環境部長 都道府県では基本計画を定め、女性相談支援センターを設置しなければならないと法律で定められております。令和6年3月に奈良県困難な問題を抱える女性への支援のための基本計画が策定されました。

なお、令和6年4月1日に女性相談支援センターが設置されました。市町村においては、基本計画及び女性支援センター設置は努力義務となっております。

以上でございます。

○中山武彦 市町村については努力義務ということですけども、香芝市の相談窓口について伺いますけども、現状で女性が相談できる窓口はどうなっているのか、教えてください。

○市民環境部長 女性弁護士による法律相談でございますが、令和5年度の女性法律相談の利用者は37名でございます。夫婦問題が28名、男女問題が3名、家庭問題が1名、対人間

題が2名、職業問題が1名、その他が2名となっております。離婚問題が一番大きく、全体の約7割弱となっております。

なお、こちらの法律相談につきましては、ジェンダーやLGBTQパートナーシップの制度に対応するため、法律相談の内容を踏まえれば、相談を受ける弁護士の性別を女性に限ったり、相談をする利用者を女性に限る必要もないものと考えておりまして、この点につきましては今後男女の区別を設けないものとしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○中山武彦 今、女性法律相談についての窓口についてお答えをいただきまして、そこはジェンダーの平等の観点から女性に限らないという話も、そこは理解いたしました。

ほかの窓口についてはどうですか。女性、独り親等様々な、困窮等ありますけど、それはいかがでしょう。

○市民環境部長 現在、香芝市では女性弁護士による法律相談や人権擁護委員による人権相談を、また母子・父子自立支援員や家庭相談員による子育て相談、ひとり親相談を、社会福祉士による暮らし心配事相談、そして今年度より重層的支援体制整備事業としての相談も実施しております。

以上です。

○中山武彦 重層的支援体制整備も加わったということで、ちょっと戻りますと、女性法律相談ではやはり離婚問題等が多いという話だったと思います。家族関係の問題がありますけど、これは月に1日、第4木曜ということで広報されてますので、数が少ないという中で今されてるわけですが、法律相談があるからなかなか、これでいけるような部分があるかと思います。様々な窓口はございますけども、女性が相談しやすい窓口をもっと頻繁に日常的に開いていただきたいと、こう思ってるわけですね。新しい法律ができたので、女性という一くくりにするのが、問題は今ひょっとしたらジェンダーでいくとちょっと違うのではないかという意見もあるかもしれませんが、法の趣旨から見て、困難を抱える女性が相談しやすいという意味では、ひとつこういった相談窓口のものがいいと思いますね。

この点、電話相談が幅広く今できてると思ってます。#8778というのがあると聞いてますが、この部分についてはいかがでしょう。どのようなものでしょうか。

○市民環境部長 全国共通短縮ダイヤルの運用が6月3日に厚生労働省で開始されております。生活困窮や性暴力、性犯罪被害、家庭関係破綻などの困難な問題を抱える女性が相談しやすい環境を整えるため、各都道府県の相談窓口につながるものでございます。香芝市でも、市民協働課の窓口や女性弁護士による法律相談においてもパンフレットの配架をいたしております。

以上でございます。

○中山武彦 こういったパンフレットを活用して、電話ですから、もうおうちからかけられますので、ぜひとも広報のほう周知をお願いしたいと思います。

香芝市の新しいこの法律を踏まえた施策というところで、何度も言いますが、女性が安

心して相談できるような窓口、担当部署を明示していただきたいと思います。そして、できれば様々な相談窓口を一括して、ガイドみたいなものをつくっていただければ非常に検索しやすいと思いますので、この香芝の取組についてどうでしょう。例えば女性相談支援員を常設するとか、そういった点についてはいかがでしょうか。取組は検討していただけますでしょうか。

○市民環境部長 まず、相談される方の窓口への紹介、案内等については市民協働課で行います。そして、相談支援員さんの配置の件でございますが、生活困窮や性暴力、性犯罪被害等、女性への支援は地域社会や行政としても重要な課題であるとまず認識してございます。5月末に、奈良県主導の下、先ほど答弁いたしました基本計画についての趣旨、今後の進め方、調整会議が行われました。会議を通して、各自治体、関係機関と連携を強化し、新たな取組の手法を検討していきたいと考えております。

女性相談員の配置につきましては、現在女性弁護士が支援員として法律的な観点から専門的な相談を行っております。今後、他市町村の動向も注視しながら考えてまいりたいと思います。

以上でございます。

○中山武彦 この点、常設の窓口ができれば、今開いてるとは思いますけども、あちこちにそれぞれの縦割りで振ってるんかなと思うんですね。常設の支援員をぜひとも設けていただきたいと、このように思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

では、続いて質問に入りたいと思います。

厚生労働省は、先ほど青木議員からも質問がありました困難を抱える方への支援、孤独・孤立対策についてです。日本の世帯数の将来推計を発表されましたら、2050年には全体で5,261万世帯、44.3%が単身世帯ということで、このような推計が出てまして、全体世帯数5,261万世帯のうちの44.3%、約2,330万世帯は単身世帯になるという見込みがございまして。とりわけ65歳以上の方の部分については、4人に1人と先ほどございましたけども、2割を超え、近い将来はこの単身世帯が標準タイプになってくる社会が到来するのではないかと、こう言われております。

そこで、この孤独・孤立というところについて伺いたと思いますが、これまでの答弁でも重層的支援体制は整備すると、できるというところでございますけども、この検討状況についてはいかがでしょうか。教えていただけますでしょうか。

○福祉部長 お答えいたします。

今年度は重層的支援体制整備事業の移行準備期間でございまして、10月頃に重層的支援体制の推進会議のほうの開催を予定してございます。その会議におきまして、孤独・孤立問題についても取り扱う予定をしております。また、次年度から事業の本格実施を予定しておりまして、本格実施以降も推進会議の中で孤独・孤立問題に関する支援対策などを検討して、体制づくりに努めてまいります。

以上です。

○中山武彦 大変ご尽力いただいておりますので、引き続きよろしくお願いを申し上げます。

重層的支援体制整備、来年度から本格実施ということでございますけども、この6月から福祉の総合窓口、相談室ですか、福祉総合相談室が開設されました。単身高齢者世帯の一人住まいに関する相談もこちらでは受けられるのでしょうか。

○福祉部長 お答えいたします。

6月3日から設置いたしました福祉総合相談窓口でございますが、当然単身高齢者の一人住まいに関する相談もお受けいたしまして、そこに複合的また複雑な課題がありましたら、その課題に対する分析や支援計画の作成を行いまして、包括的な支援につなげてまいりたいと考えてございます。

以上です。

○中山武彦 包括的な支援というところで窓口になっていただけると、このように心強く思うわけですが、具体的に様々な問題を抱えていらっしゃる方が多いと思いますけども、そこで、住まいの確保が大変難しい単身の高齢者また障害者の方ということで、住民または住宅提供される事業者さん、オーナーさんもなかなか、住んでいただくのはいいけども、お亡くなりになったときにどうかというところを心配されて、借りれにくいという状況があると聞いております。身寄りのない方がお亡くなりになられたとき、市として、先ほども質問ございましたけども、相続人の例えば調査をしたり、葬祭の実施をしたりと、遺留金の保管等々出てくるわけですが、その点生活保護のケースについてもう一度ちょっと教えていただけますでしょうか。

○福祉部次長 生活保護受給者の方に関しましては、相続管理について、申請時に扶養義務調査を実施しております。葬祭の実施につきましては、親族の方で執り行うことができない場合は、民生委員様から申請をいただき、葬祭扶助費で行います。遺留金がある場合は、その葬祭費に充当するものでございます。

以上でございます。

○中山武彦 それで、身寄りのない方の火葬件数ですけども、今民生委員さんに出していたということになります。最近のこの推移等は把握されておりますでしょうか。

○市民環境部長 残念ながら、身寄りのない方の火葬件数については把握できておりません。ただ、直近5年間の火葬の総件数3,364件のうち、親族または同居者の以外の方からの申請が45件ございましたので、身寄りのない方の火葬件数はこれに近い数値であると考えております。

以上でございます。

○中山武彦 今の現状は45件ですかね。過去、数年間かけてというところで。非常に、そんなに多くはないと、このように思ってますけども。

この中で、どういった関係の方が申請を出されてるかという点についてはいかがでしょう。

○市民環境部長 大家さんや病院の院長等の家屋管理人からの申請が約8割、福祉事務所

長からの申請が約2割となっております。

以上でございます。

○中山武彦 では、福祉事務所長からのケースですけれども、病院とか家屋管理人以外の方ですが、その申請、具体的にはどのようなケースなのか、教えていただけますか。

○市民環境部長 親族や家屋管理人がいない身寄りのない方で、なおかつ生活保護も受けていない方が亡くなられた場合に、生活保護法第18条第2項第2号の葬祭扶助制度を使って、火葬執行を民生委員さんに依頼するケースがございます。

以上です。

○中山武彦 生活保護でない場合も、民生委員さんをお願いをして、協力してもらって、葬祭扶助制度を使ってやっているということですが、民生委員さんに依頼できない場合が将来的に出てくるかどうか、現状どうか分かりませんが、あると思いますけれども、そのようなときには想定として市は墓地埋葬法というところで相続人調査等、葬祭の実施等を行うことになっておる立てつけになっていると思うんですけども、このような場合の対応は市としてはできるのか、教えていただけますか。

○市民環境部長 まず、現状のところの説明でございますが、葬祭扶助制度を使えなかった事例というのは今現在のところ発生しておりません。調査等についても行った事例がございません。ただ、おっしゃるように、今後は高齢単独世帯や高齢夫婦のみの世帯の今後の増加を見据えますと、葬祭扶助制度だけでは対応できない事例ももちろん想定されますので、墓地埋葬法9条に基づいて対応する場合の課題、必要な手続及びルール等については、福祉部局と連携を図りながら調査研究していきます。

以上でございます。

○中山武彦 窓口に相談に行かれて、それで具体的にどうしていくかというところになりますと、なかなか、受皿をするのはやっぱり職員の方ですから、その点を研究されて、この場合はどうなのかというところだと思いますけれども、疑問を持ちましたので、ちょっと聞かせていただきました。

今、民生委員さんが非常にキーマンになってるというふうに思いますけれども、もうそれにしてはなかなか、重要な仕事をし過ぎて多忙な方が多いわけですから、新しく成り手がいないというふうな声も聞きますので、このようなケースが出てくる可能性は大であると思いますので、その点民生委員さんの方へのお願いと併せて、研究調査をぜひともして、準備していただきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

最後の質問ですが、生活困窮者自立支援法等の改正、これちょっと1問だけ聞きますけれども、住まいの相談が法律に明示されたと聞きました。香芝市は市営住宅を所管する部署はございますけれども、この大きな社会保障のくくりを見て、新たに住まいの相談にどう対応していくのかということになると、市営住宅のくくりだけではできないと、こう思いますので、部局横断的な対応というところ、この点についてどう進めていくのか。今後のことになるとは思いますけれども、項目を示して、検討いただければと思いますが、いかがでしょう。

○福祉部次長　今お聞きの概要といたしましては、住宅確保が困難な方への自治体による居住に関する生活困窮の相談窓口と、また重層的支援体制整備事業における相談の明確化、また見守り等の支援実施の自治体への努力義務、生活困窮者住居確保給付金の支援対象者の範囲の拡大等となっております。

以上のことから、本市といたしましては、住居確保につきましては、先ほど議員もおっしゃっていただきましたように、困窮者だけではなく、それぞれの事情をお持ちの方がおられると考えてございます。以上のことから、法改正の内容も確認し、関係所管と連携協議しながら、住宅支援について整理、検討してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○中山武彦　長々と大変お世話かけましたが、ありがとうございました。市長におかれましても、今後ともどうぞ市政運営のためにご尽力賜りますようお願い申し上げまして質問を終わります。ありがとうございました。